

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期 企業版只見町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福島県南会津郡只見町

3 地域再生計画の区域

福島県南会津郡只見町の全域

4 地域再生計画の目標

町の総人口は、昭和30年（1955年）の13,106人をピークに減少を続け、令和2年（2020年）の国勢調査によると4,044人となっており、ピーク時と比較するとおよそ3分の1に減少した。国立社会保障・人口問題研究所によると令和27年（2045年）には2,335人となる見込みである。

年齢3区分別人口の推移をみると、昭和55年（1980年）から年少人口と生産年齢人口は減少し続けているが、老年人口は増加している。昭和55年（1980年）の年少人口、生産年齢人口、老年人口はそれぞれ1,445人、4,708人、1,118人であるのに対し、令和2年（2020年）は353人、1,783人、1,908人となっており少子化と高齢化が進んでいることが分かる。

本町の自然動態をみると、出生数を死亡数が上回る「自然減」が続いており、死亡者数は90人前後で推移しているが、出生数は平成20年（2008年）から30人を下回る年も出てきた。令和2年（2020年）は、死亡数75人、出生数25人で、▲59人の自然減となっている。また、合計特殊出生率をみても、令和4年（2020年）には1.43と県平均をわずかに上回っているが、減少率は福島県より大きく、国の人口置換水準2.07も大きく下回っている。人口減少の大きな要因は出生数の減であるが、高齢者の人口割合が高いことから、死亡数の増加は今後もしばらく続くと見込まれる。

また、社会動態をみると、転出者が転入者を上回る「社会減」も続いており、令

和 2 年（2020 年）は▲49 人の社会減となっている。年齢階級別の人口移動を見ると、20 歳から 24 歳の転出が多く、25 歳から 29 歳の転入が多くなっている。この傾向は、昭和 55 年（1980 年）から続いているが、近年は転出超過の規模が小さくなってきており、今後も社会動態による人口減少への影響は小さくなっていくことが予想される。

このまま人口減少・少子高齢化が抑制されなければ、生産年齢人口の減少に伴う地域担い手の減少や町内消費の落ち込みによる地域経済の縮小、社会保障費の増大等様々な形で生活に影響を及ぼすことが予想される。

これらの本町が抱える様々な問題に対し、人口減少と少子高齢化対策事業に戦略的に取り組むため、次の事項を計画期間における基本目標として掲げる。

- ・基本目標 1 誰もが活躍できる安定した仕事をつくる
- ・基本目標 2 新しい人の流れをつくる
- ・基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標 4 安心と豊かさを実感できる暮らしをつくる

【数値目標】

| 5-2 の①に 掲げる 事業 | K P I | 現状値 (計画開始時点) | 目標値 (2030年度) | 達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標 |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|
| ア | 事業所数 | 223事業所 | 223事業所 | 基本目標 1 |
| | 課税対象所得 (1人当たり) | 3,047,368円 | 3,300,000円 | |
| イ | 社会増減数 (転入超過数) | ▲12人 | 0人 | 基本目標 2 |
| | 観光入れ込み数 | 201,693人 | 280,000人 | |
| ウ | 子育てしやすいと感じる人の割合 | 30.5% | 50.0% | 基本目標 3 |
| エ | 住み続けたいと思う人の割合 | 59.1% | 70.0% | 基本目標 4 |
| | 住みやすい町と感じる割合 | 35.7% | 50.0% | |

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期 企業版只見町まち・ひと・しごと創生事業

ア 誰もが活躍できる安定した仕事をつくる事業

イ 新しい人の流れをつくる事業

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

エ 安心と豊かさを実感できる暮らしをつくる事業

② 事業の内容

ア 誰もが活躍できる安定した仕事をつくる事業

若い世代の人口流出を抑制するためにも、安定した雇用を生み出せるよう企業誘致や創業支援など、選ばれる職場環境づくりに取り組む事業

町内の商工業者や農林業も、後継者を確保できない事業者が多く、事業承継や雇用就農などの担い手の育成・確保するための施策に取り組む事業。

【具体的な事業】

・雇用の場の維持・創出事業

① 起業・創業支援の実施

② 新たなビジネスモデルの導入支援

③ 地元への就職推進活動

④ 新規企業の立地促進

・担い手の育成・確保事業

① 事業承継支援

② 働き方改革の推進

③ 町外からの人材確保と活動拠点の整備

④ U I ターン促進助成の実施

⑤ 企業間連携強化やD X推進支援

等

イ 新しい人の流れをつくる事業

仕事や住まい、子育て環境など、生活全般の魅力を高めるとともに、地域の魅力を効果的に発信し、移住を考える一人ひとりに寄り添った取組みを推進する事業。またJ R只見線と国道289号八十里越の開通を契機に、新たな広域観光連携に積極的に取り組むとともに、山村教育留学制度の推進など、関係人口や交流人口の拡大を図る事業。

【具体的な事業】

- ・移住・定住の促進事業
 - ① 移住相談窓口の充実と移住コーディネーターの活用
 - ② 移住希望者への支援の充実
 - ③ 空き家、空き地バンクの充実と利活用の促進
 - ④ 地域おこし協力隊の活用
- ・関係人口の創出と交流人口の拡大事業
 - ① 多様な媒体を利用した情報発信機能の充実
 - ② 山村教育留学制度の充実
 - ③ 国道289号八十里越開通による広域観光の展開
 - ④ J R只見線の観光路線化の推進

等

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

出会い、結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援を充実させる取り組む事業。また、学力向上はもちろんのこと、探究的な活動を通じて地域や社会について学ぶ機会を提供し、地域への愛着の醸成や豊かな人間形成を図る事業

【具体的な事業】

- ・出会い、結婚、妊娠、出産、子育て支援の充実事業
 - ① 青年交流事業の推進と結婚支援
 - ② ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ③ 妊娠・出産への切れ目ない支援

- ④ 子育てへの相談体制の強化
- ⑤ 保育サービスの充実
- ・教育環境の充実事業
 - ① ESD の推進と郷土愛の醸成
 - ② 学校 DX の推進
 - ③ 幼・小・中・高連携教育の強化
 - ④ 県立只見高等学校振興対策の充実

等

エ 安心と豊かさを実感できる暮らしをつくる事業

住み慣れた地域で安心安全に生活できるように、保険・医療・福祉サービスの充実に取り組む事業。買い物や通院に不便をきたさないよう、町民の交通手段の利便性向上事業

また、DX を活用した行政サービスや地域サービスの利便性向上にも力を入れ、人口減少化における適応を図る事業。

【具体的な事業】

- ・安心・安全な暮らしの実現事業
 - ① 地域防災体制の充実
 - ② 地域医療体制の充実
 - ③ 地域防犯安全体制の充実
 - ④ 地域福祉の充実・強化
 - ⑤ 住環境の整備
 - ⑥ 雪に負けない地域づくりの推進
 - ⑦ 自然保護と学術調査・研究
- ・人・もの・地域をつなぐネットワークの形成事業
 - ① 公共交通ネットワークの構築
 - ② 地域社会 DX の推進
 - ③ 集落ネットワークの醸成

等

※なお、詳細は第3期只見町総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

210,000千円（2026年度～2030年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

事業評価については、「只見町まち・ひと・しごと創生推進本部」において進行管理し、毎年度3月頃に只見町商工会、東邦銀行、教育関係者、学識経験者、社会福祉協議会など産官学金労者（外部有識者含む）の有識者で構成された「只見町総合戦略検証委員会」において効果検証を行う。効果検証結果は本町ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

2026年4月1日から2031年3月31日まで

6 計画期間

2026年4月1日から2031年3月31日まで